

# 懸賞品付定期積金商品概要説明書

平成26年1月6日現在

商品名(愛称)	懸賞品付定期積金 (愛称:カラカラ シュツシュ)	
販売対象	個人の方限定 ただし、当組合「お楽しみ定期積金」をご契約いただいている世帯の方はお申込みいただけません。	
契約期間	3年	
掛込金	毎月5,000円、10,000円、15,000円、20,000円の4種類のうちのいずれか。 一世帯で複数の契約も可能です(例:夫名義で5千円掛けと妻名義で1万円掛け)。ただし、一世帯あたりの掛込金の合計額は、2万円以内とさせていただきます。また、窓口・集金先にて他の世帯の方の代理人として掛け込みをすることはできません。	
掛込方法	当組合渉外担当者の集金による掛け込み、または各店窓口での掛け込みのいずれか。 なお、普通預金口座などからの自動口座振替による掛け込みはできません。	
払戻方法	満期日以後に一括して給付契約金をお支払いします。	
利息(給付補填金) (1)適用金利 (2)給付補填金の支払方法 (3)計算方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>固定金利</li> <li>契約時に証書に表示する約定年利回りを満期日まで適用します。</li> <li>給付補填金は満期日以後に一括してお支払いします。</li> <li>給付補填金は付利単位を100円として、契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。</li> </ul>	
税金	個人…20%の源泉分離課税(国税15%・地方税5%) ※マル優をご利用の場合は除きます。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間、復興特別所得税が追加課税されることにより、20.315%の源泉分離課税(国税15.315%・地方税5%)となります。	
手数料	—	
中途解約時の取扱い	満期日前に解約する場合は、初回払込日から解約日前日までの期間について、解約日における普通預金利率(小数点第3位以下切捨て)により利息相当額を計算し、この積立の掛金残高相当額とともにお支払いします。	
金利情報の入手方法	金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。	
抽選	抽選権	掛込金5,000円につき1本の抽選権(抽選番号)が付与されます。
	抽選方法	抽選権10本を1組として抽選を行い、各組ごとに当選番号1本を選び、当選した抽選番号をお持ちの方お一人に、ご希望によりトイレットペーパー20巻もしくはボックスティッシュ10箱をプレゼントします。同じ組の中で、この抽選を満期日までの間に計3回行います。 なお、抽選日時点において中途解約をされていた場合、または抽選日の前月末における掛込みの月平均延滞日数が30日を超える場合には、当選権利は無効となります。
	抽選日	ご契約の半年後、1年半後、2年半後の月を目安に抽選を行います。
	当選発表	各店窓口にご当選番号を掲示します。
	受渡し方法	懸賞品は、渉外担当者がお届けするか、窓口でお渡しします。
苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは下記の窓口をご利用ください。 【窓口:土佐信用組合総務部】 088-852-1211 同宇佐出張所 088-856-0040 受付日 月曜日～金曜日(土・日曜日、祝日および金融機関の休業日は除く) 受付時間 午前9時～午後5時 なお、苦情対応の手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けください。</li> <li>紛争解決措置 東京弁護士会 紛争解決センター(電話:03-3581-0031)、 第一東京弁護士会 仲裁センター(電話:03-3595-8588)、 第二東京弁護士会 仲裁センター(電話:03-3581-2249) で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記土佐信用組合総務部、同出張所または下記窓口までお申し出ください。 【窓口:一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受付日:月曜日～金曜日(土・日曜日、祝日および協会の休業日は除く) 受付時間:午前9時～午後5時(休日・受付時間外は電話メッセージとなります。) 電話:03-3567-2456 住所:〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-1(全国信用組合会館内)</li> </ul>	
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べるか、または約定年利回り(1年を365日とする日割計算)の割合による延滞利息をいただきます。</li> <li>満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します。</li> <li>預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその給付補填金が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)</li> </ul>	